

入札説明書に関する質問・回答

【(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業】  
平成27年4月30日公表

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	1	1	4					本事業の目的	今成学校給食センターも改築から10年が経過しておりますが、今成学校給食センターから本事業の給食センターへの食数の移転について、要求水準書に記載されている以外の食数の移動は今後、見込まれていきますでしょうか。	現時点では見込んでおりません。
2	入札説明書	2	1	7	(6)	⑤			維持管理業務	外構等保守管理業務の植栽維持管理について、植栽の規模の提示はあるのでしょうか。	ありません。事業者の提案に委ねます。
3	入札説明書	2	1	7	(6)	⑧			維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模修繕の定義をご教示下さい。</li> <li>・また、維持管理・運営期間中は大規模修繕を行わないと理解してよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段については、建物の一側面、連続する一面全体又は全体に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいいます(「建築物修繕措置判定手法((旧)建設大臣官房官庁営繕部管集)」(平成5年版)の記述に準ずる。)</li> <li>・後段については、事業期間を超えた長期の維持管理計画の見通しの中、大規模修繕を行わないで済むような予防保全・計画修繕に基づく長期修繕計画を期待しています。従って、市は事業期間中において大規模修繕は発生しないものと想定しますが、大規模修繕を行った方が良好として長期修繕計画を提案する場合は、その費用を見込んだ提案としてください。</li> </ul>
4	入札説明書	3	1	7	(7)	⑨			運営業務	運営業務の一つである「⑨食育支援業務」について、その一部を、利用者から利用料金を徴収して実施することは可能でしょうか。	施設利用料としての徴収は想定していません。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
5	入札説明書	3	1	8	(1)	⑥			立地条件	川越市土地開発公社より取得予定の土地に関して、土壌汚染の調査書等のご提示いただけないでしょうか。	土壌汚染調査は実施していません。
6	入札説明書	3	1	8	(1)				立地条件	事業用地の所有者について、「市にて取得予定」とありますが、取得時期などはお決まりでしょうか。	事業契約前に、市議会での議決を経て取得する予定です。
7	入札説明書	4	1	8	(4)				土地の使用に関する事項	設計・建設期間中のみ土地を無償貸与する旨の記載となっておりますが、維持管理・運営期間中は無償貸与ではないのでしょうか。	事業者は維持管理・運営期間中は、本施設を使用して業務を行うことができます。市は施設の使用料を徴収しません。自主提案事業については、市は土地の使用料を徴収します。
8	入札説明書	6	2	1	(1)	キ			入札参加者の構成	「構成員の1者以上は、川越市内に本店を有する者とする。」とありますが、本店の定義をご教示ください。	本店とは、(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿における、本店又は主たる営業所の所在地とします。
9	入札説明書	6	2	2	(2)	②			建設業務を行う者	建設企業は建築工事業、電気工事業、管工事業の何れかの特定建設業の許可を受けており、かつ、(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において、「建築」、「電気」、「管」の何れかに掲載されていれば宜しいでしょうか。	すべての要件を満たした以外の企業についてはご理解のとおりです。
10	入札説明書	7	2	2	(1)	シ			入札参加者の参加資格要件	「平成25・26年度川越市競争入札参加資格者名簿に登録されている者・・・」の証明書類を添付する必要はないでしょうか。	必要ありません。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
11	入札説明書	7	2	2	(1)	タ			参加資格要件	「参加資格者の同一グループ内で構成員・協力企業同士に資本関係・人的関係がない者であること」とありますが、このことを資格要件とした理由をご教示願います。	多くの会社に広く受注機会を設けるためです。
12	入札説明書	7	2	2	(1)	タ			参加資格要件	『入札参加者の同一のグループにおいて、構成員及び協力企業同士に資本関係又は人的関係がない者であること。』とありますが、これは、入札参加者の参加する他のグループに資本関係又は人的関係がない者との解釈でよろしいでしょうか？	入札参加者のグループ内のことであり、他のグループとの関係のことではありません。また、その理由については、入札説明書に関する質問書No11回答をご参照ください。
13	入札説明書	9	2	2	(2)	②			建設業務を行う者	SPCから直接、建設業務を請負う企業として建築JVと設備JVが並列で請負う事は可能でしょうか？	可能です。ただし、SPCから直接業務を請け負うことができる建設企業は、②に示す参加要件を満たす必要があります。
14	入札説明書	9	2	2	(2)	②	エ		建設業務を行う者	公共施設の完工実績について、公共施設の定義とは社会福祉法人が発注する補助金事業(老人福祉施設等)は含まれますでしょうか。	含まれません。
15	入札説明書	9	2	2	(2)	②	オ		建設業務を行う者	当該建築工事対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できることとあり、様式集22頁にも配置予定者の記載欄がありますが、予定者の変更は可能でしょうか。	現実的に配置可能な予定者を記載することを望みますが、やむを得ない事情により変更する場合は、市と協議によります。
16	入札説明書	9	2	2	(2)	②			参加資格要件	管工事若しくは電気工事を行う企業は、建築工事と共同でなく、管工事若しくは電気工事を行う企業で構成する共同企業体もSPCからの直接発注を請けることができるとの理解でよろしいでしょうか？	入札説明書に関する質問書No13回答をご参照ください。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
17	入札説明書	9	2	2	(4)	ア			維持管理業務を行うもの	維持管理企業の要件として、「業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置」とありますが、法定点検等を実施する為の資格と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	9	2	2	(4)	ア			維持管理業務を行うもの	入札説明書に関する質問書No17について、再委託をすることも含め資格要件を満たすことと理解してよろしいでしょうか。	全ての企業が要件を満たしていることが条件となります。入札説明書の第2章-2-(2)-④をご参照ください。
19	入札説明書	9	4	9					SPC設立	SPCを川越市内に設立とありますが所在地を個人宅や学校給食センター内とすることは可能でしょうか	施設完成前に学校給食センターを所在地とすることはできません。
20	入札説明書	10	2	2	(2)	⑥	ア		その他業務を行う者	・事業マネジメントとして構成員に参画する場合、「その他業務を行う者」に記載されている参加資格要件を満たしていることで参画できるとの認識でよろしいでしょうか。 ・また「業務を実施するために必要となる有資格者等」とは、具体的にどのような有資格者を指すのかお示しください。	・前段については、p7の(1)入札参加者の参加資格要件(共通)を含み、ご理解のとおりです。 ・事業者の提案する業務にあわせて必要とされる資格を有する有資格者等です。
21	入札説明書	11	2	4		②			参加資格の喪失	「開札日の翌日から落札者決定日までの間」とありますが、落札者決定日とは議会で承認された日をさしますか	落札者決定日とは、市が落札者を決定した日です。
22	入札説明書	12	3	1					入札スケジュール	「実施方針に関する質問回答22」に検討中とありました現地見学会の開催予定はあるでしょうか。	予定はありません。
23	入札説明書	12	3	1					入札スケジュール	対話の実施内容を提案に十分反映したいので、実施時期や共有認識事項の通知を少し早めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
24	入札説明書	12	3	3	(1)				資料の配布	菅間給食センターの配布資料以外の建築図、構造図、設備図等を閲覧させていただくことは可能でしょうか。	不可です。
25	入札説明書	15	3	10					対話の実施	入札及び提案書の受付前の対話について、1グループに対してどのくらいの時間を想定されていますか。	1時間を想定しています。詳細は、5月20日に参加資格審査通過者にメールで送付する「対話実施要領」にて確認してください。
26	入札説明書	16	3	10	(6)				対話における議題・質問	「対話実施要綱」について、どちらで確認できるのでしょうか。参加資格審査結果の通知後、代表企業へメールにて配信されるのでしょうか。	入札説明書に関する質問書No25回答をご参照ください。
27	入札説明書	17	3	13	(3)				価格確認等	「入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札は無効となり当該入札参加者は失格となる」とありますが、予定価格の公表は参加資格審査後のいつごろになるのでしょうか。	参加資格審査申請書類の受付後、速やかに公表します。
28	入札説明書	17	3	14					ヒアリング	・ヒアリングの実施要領は事前に代表企業へ通知とありますが、いつ頃通知される予定でしょうか。 ・また、プレゼンテーションの実施は予定しているのでしょうか。	ヒアリングの実施は8月24日(月)を予定しています。また、実施にあたっては、応募者によるプレゼンテーションの後、ヒアリングを行うことし、合わせて60分程度を想定しています。なお、ヒアリングの実施要領は、8月上旬の通知を予定しています。
29	入札説明書	18	3	16	(1)				予定価格	予定価格の公表は参加資格審査が行われた後とありますが、具体的にはいつになりますか。	入札説明書に関する質問書No27回答をご参照ください。
30	入札説明書	18	3	16	(1)				予定価格	「入札参加資格を得た者が1者の場合、予定価格の公表は行わないものとする。」とありますが、入札参加資格を得た1者が貴市の予定価格を上回る場合も入札が無効となるのでしょうか。	入札説明書の第3章-18「再度入札」とおりです。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
31	入札説明書	20	4	1					選定委員会の設置	今回選定委員として(株)日本政策投資銀行様が入っていますが、当該銀行は特定のコンソーシアムに対するアドバイザーの立場としての関与はできないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	22	5	1					契約を終結しない場合	「代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、…(中略)当該落札者と事業契約を締結する。」とありますが、代表企業が参加資格を欠いた場合、構成員の別のものが代表企業として契約することは可能でしょうか。	不可です。
33	入札説明書	23	5	9					契約保証金	契約保証金を預託する時期は議会議決後の本契約時でしょうか	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	24	6	3		イ			事業期間中の選定事業者と市の関わり	直接協定について。資金を融資する金融機関が複数ある場合は代表する金融機関との間で直接協定を結ぶのか、又は複数金融機関融資団との間で直接協定を結ぶのか、教示願います。	原則として、全ての金融機関と締結しますが、シンジケートの態様により、代表する金融機関と締結する場合があります。
35	入札説明書	26		1				別紙1	サービス対価の構成(Bの④その他の費用)	工事中金利とは金融機関からの融資金利との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書	27		2	(1)			別紙1	サービス対価Aの算定方法の②	「太陽光発電等の整備に関する事業に係る交付金」の計算式において、太陽光発電の設備容量及び太陽光発電単価の記載しかありません。太陽光発電以外のエネルギー整備を行った場合の交付金について教示願います。	太陽光発電以外のエネルギー整備は、文部科学省学校施設環境改善交付金の対象ではありません。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
37	入札説明書	27		2	(1)			別紙1	サービス対価Aの算定方法の②	太陽光発電単価の算出根拠を教示願います。	文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、入札公告時点の「学校施設環境改善交付金交付要綱」によります。
38	入札説明書	27		2	(1)			別紙1	サービス対価Aの算定方法の②	太陽光発電単価は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取価格や買取期間が変動しても、不変であるとの理解で宜しいでしょうか。	提案時の算定にあたっては、「学校施設環境改善交付金交付要綱」によります。実際の支払に際しては、平成29年度時点の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づきます。
39	入札説明書	27		2	(1)			別紙1	サービス対価Aの算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者負担とのことですが、サービス対価Aの交付金額はいつ確定するのでしょうか。</li> <li>・また、サービス対価Aが減額になった場合、その分サービス対価Bが増額になりますが、増額分のBにかかる割賦手数料は貴市に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。この点を事業契約上も明記頂けませんか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前段について、これまでの事例と同じ手続きであれば、平成29年内に確定すると思われます。</li> <li>・後段について、金融機関との協議にかかる手数料は、事業者負担です。</li> </ul>
40	入札説明書	27						別紙1	サービス対価Aの算定方法	交付金や地方債の制度変更等により、サービス対価Aが減少し、対価Bが増加した場合は、サービス対価Bの増加分に係る金利増加分は市の負担でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	28		2	(2)			別紙1	サービス対価Bの算定方法	基準金利の指標レートを教示願います。	平成27年6月22日以降に速やかに公表します。
42	入札説明書	28		2	(2)			別紙1	サービス対価Bの算定方法	基準金利を平成27年6月22日以前に把握したい為、例えば平成27年4月1日現在の基準金利を開示頂く事は可能でしょうか。	平成27年6月22日の基準金利を確認してください。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
43	入札説明書	28		2	(2)			別紙1	サービス対価Bの算定方法	公平性の観点から平成27年6月22日に決定した基準金利をご公表いただけませんか。	入札説明書に関する質問書No41回答をご参照ください。
44	入札説明書	27		2	(3)	①		別紙1	サービス対価Cの算定方法	一次加工食材が一部給食として使用できない場合、食材費は減少することですが、食材一次加工業務費には影響がないという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
45	入札説明書	29		2	(3)			別紙1	サービス対価Cの算定方法	⑤光熱水費に市が使用する光熱水費については、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払うとありますが、応募者が提案する使用量については一定のルールがあるのでしょうか。	ルールはありません。サービス対価Cの算定方法⑤を参照して提案してください。
46	入札説明書	29		2	(3)	①		別紙1	サービス対価Cの算定方法	・表中のサービス対価Cのうち、食材一次加工業務に係る光熱水費は⑤光熱水費への計上という理解でよろしいでしょうか。 ・また、一次加工業務費の諸経費とは具体的にどのような費用を指しているのでしょうか。	・前段については、ご理解のとおりです。 ・後段については、消耗品等、人件費以外で計上すべき費用がある場合は、諸経費として提案してください。
47	入札説明書	31		2	(3)	③	イ	別紙1	業務分担	「食材一次加工用の原材料の調達(注文)が市、購入が事業者」となっていますが購入単価の決定権は、市と事業者のどちらにあるのでしょうか。	購入単価は市が決定します。
48	入札説明書	32		2	(3)	③	イ	別紙1	業務分担	原材料の購入、立替等により事務経理業務が煩雑になることが想定され、費用もサービス対価にも含まれないため、運営企業が直接行う形態としてもよろしいでしょうか。	不可とします。



No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
49	入札説明書	31		2	(3)	③	ウ	別紙1	食材一次加工に係る原材料購入費と食材費の考え方	「学校給食調理に使用できない品質の食材については、市は検収せず、食材費の支払い対象としない。」とありますが、具体的な判断基準をご教授ください。	要求水準書の第1章-7-(4)に記載する協議・検討において決定していくものとします。
50	入札説明書	31		2	(3)	③	ウ	別紙1	食材一次加工に係る原材料購入費と食材費の考え方	市が一部食材を買い取らなかった際、支払額が減少するのは原材料費のみであり、一次加工業務に要した人件費及び光熱水費等は減少しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	入札説明書	31		2	(3)	③	ウ	別紙1	食材一次加工に係る原材料購入費と食材費の考え方	一次加工品の品質は、納品される原材料の品質に大きく影響を受けるものと考えます。事業者側から購入先に対して納品規格等を事前に提示することは可能でしょうか	不可とします。
52	入札説明書	31		2	(3)	③	ウ	別紙1	食材一次加工に係る原材料購入費と食材費の考え方	市が購入しない一次加工品の処分については、事業者の判断(提案)でよろしいでしょうか。また、処分する際に対価として原材料購入費を相手先から受け取ることは可能でしょうか。	処分については、事業者の提案は可能です。要求水準書の第1章-7-(4)に記載する協議・検討において決定していくものとします。
53	入札説明書	31		2	(3)	③	ウ	別紙1	食材一次加工に係る原材料購入費と食材費の考え方	食材費の支払いの流れで事業者が原材料を購入から市の支払いがあるまで最長6ヶ月の時間差が発生しますが、購入先への支払いも6ヶ月後でよろしいでしょうか。あるいは市業者が借入金を起こして購入先へ支払い、借入金の金利を事業者が負担する考えのほうがよろしいでしょうか。	原材料の納入月の翌月には、事業者が納入業者に支払ってください。
54	入札説明書	31						別紙1	工実際の提供給食数と変動料金の算定方法	「±200食以内」とございますので、提供食数が最大12,200食の日もあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
55	入札説明書	31						別紙1	工実際の提供給食数と変動料金の算定方法	「±200食以内」とございますので、提供食数が最大12,200食としますと、資料14運営備品リストに記載のトレイも12,200食分調達する必要がございますでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	入札説明書	31						別紙1	工実際の提供給食数と変動料金の算定方法	「±200食以内」とございますので、資料14運営備品リストに記載のトレイを12,200食分調達する際の、小学校と中学校の必要枚数をお示し頂けませんでしょうか。	要求水準書の資料5の数値を勘案し類推ください。
57	入札説明書	32		2	(3)	ウ		別紙1	食材費の支払い(例)	加工時の原材料廃棄リスクは市が負担することになっていますが、加工が終了して保管されるまでのすべての工程において廃棄された場合は原材料廃棄リスクとの理解でよろしいでしょうか。 例えば、パッキング後の金属探知機で異物が発見された場合や、加工中に、原材料を落としたり等により廃棄することになった場合等。	原材料廃棄リスクとは、下処理時に切り落とされる葉物の根など、調理に不要で廃棄されるものです。
58	入札説明書	32		2	(3)	③	ウ	別紙1	食材費の支払い流れ例	食材費の支払いの流れ例より、事業者が食材を購入した場合、市よりの支払いが検収した際となっておりますが、事業者は、長期に渡る立替払いをするスキームと取れます。事業者の負担が大きくなると思いますが、支払いの時期の変更(早期の支払い)はないのでしょうか？	記載のとおりとします。
59	入札説明書	32				ウ		別紙1	食材一時加工に係る原材料購入費と食材費の考え方	冷凍保管する食材に関して、原材料の購入から検収・清算までの間SPCが運転資金を負担することになりますが、この金利負担等はあくまでもSPC側で負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問内容	回答
60	入札説明書	34		2	(1)			別紙2	サービス対価の支払い方法	一次加工業務費とは、原材料を加工品にするまでの業務に対する対価と考えますが、ここでいう実加工量とは、加工業務の対象となる原材料の量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	入札説明書	36		3	(1)	①	(ア)	別紙2	サービス対価の改定方法	実施方針に関する質問書No. 54において物価変動リスクについて「入札日を基準とする」とありますが、今回示されたサービス対価の改定方法では「契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、…」となっております当初の回答と相違します。本事業は入札日から事業契約まで約5ヶ月を要しこの間も物価変動は考えられるため当初回答のとおり入札日からとして頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
62	入札説明書	36		3	(1)	①	(イ)	別紙2	サービス対価の改定方法	サービス対価A及びBの合計から控除されるもののうち「その他本施設の整備に関する初期費用と認められる費用」とは具体的にどのような費用でしょうか。	調査費等の初期に発生する費用です。
63	入札説明書	37		3	(1)	①	(キ)	別紙2	サービス対価の改定方法	「上記(オ)又は(カ)の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上記(イ)及び(ウ)に準ずるものとするが、…」とありますが、(カ)はインフレスライド条項に対応する項目と理解できますので請求の時期は12ヶ月を経過することなく請求可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	入札説明書	37		3	(1)	②		別紙2	サービス対価の改定方法	国土交通省：建設工事費デフレーターの数値は実勢単価との乖離が大きく、民間負担リスクが高すぎると考えます。一般社団法人建設物価調査会が公表する「建築費指数(工場)」を「改定率の指標」として使用していただけますようお願いいたします。	原文のとおりとします。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	回答
65	入札説明書	39						別紙3	モニタリング	自由提案事業の事業主体は学校給食センターの事業主体と同じであるため、前者の収支は後者の収支に影響があるものと思料しますが、自由提案事業の財務面のモニタリングは行わないのでしょうか。	SPCの財務モニタリングと一体的に実施します。